

公 告

平成17年5月29日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（以下、「施行令」という。）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったので、選挙人名簿を確定し、施行令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、施行令第22条第1項及び第4項の規定により、公告します。

平成17年5月9日

京都市長 梶本 頼 兼

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 11人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |
| 3 宅地の所有者が選挙すべき予備委員の数 | 5人 |
| 4 宅地について借地権を有する者が選挙すべき予備委員の数 | 1人 |

(建設局都市整備部区画整理課)